

## 第5次春日井市障がい者総合福祉計画の骨子案

| 項目  | 第5次（令和3～5年度）  | 第4次（平成30～令和2年度）  |
|---|---|--|
|   | 概要  | 概要   |
| 1 計画策定の背景と趣旨                              | 『障がい者の自立と社会参加の支援等の施策が一層推進されるようこの計画を策定する。』   | 『障がい者の自立と社会参加の支援等の施策が一層推進されるようこの計画を策定する。』  |
| 2 計画の位置づけ                                 | ① 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定<br>② 関連する市の他計画（総合計画）との整合 ③ 国・県の計画との整合  | ① 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定<br>② 関連する市の他計画（総合計画）との整合 ③ 国・県の計画との整合   |
| 3 計画の対象                                   | ・市民、市内の事業所、行政機関などすべての個人及び団体<br>・障がいのある人を定義  | ・市民、市内の事業所、行政機関などすべての個人及び団体<br>・障がいのある人を定義   |
| 4 計画の期間                                   | R3年度～R5年度 ※（国）障害者基本計画H30年度～R4年度   | H30年度～R2年度 ※（国）障害者基本計画H25年度～H29年度  |
| 5 重点目標                                    | ① <b>地域における生活支援の充実</b> ② 障がい児支援の充実<br>③ 障がいに対する理解の促進  | ① 相談支援体制の充実 ② 障がい児支援の充実<br>③ 障がいに対する理解の促進  |
| 6 人口の推移と推計                                | ① 市の人口 ② 障がいのある人の数（障がい別・年齢別） ③ 手帳の初回取得時年齢<br>④ 特別支援学校・支援学級の児童・生徒数の推移  | ① 市の人口 ② 障がいのある人の数（障がい別・年齢別） ③ 手帳の初回取得時年齢<br>④ 特別支援学校の児童・生徒数の推移  |
| 7 障がい福祉サービス・相談支援、障がい児通所支援及び地域生活支援事業の実績と評価 | H27年度～R1年度の実績と評価<br>① 活動指標・実績・達成率・支給決定者数・支給時間（日数）・利用率<br>② 各サービス等利用者の障がい等級別   | H24年度～H28年度の実績と評価<br>① 活動指標・実績・達成率・支給決定者数・支給時間（日数）・利用率<br>② 各サービス等利用者の障がい等級別   |
| 8 基本理念                                    | 『障がいのある人が自立・共生できる安心と温もりのまちづくり』  | 『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』  |
| 9 基本的視点                                   | ① <b>障害者権利条約の理念の尊重</b><br>② <b>社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</b><br>③ <b>当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</b><br>④ <b>障がい特性等に配慮したきめ細かい支援</b><br>⑤ <b>障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</b><br>⑥ <b>PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</b>   | ① 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援<br>② 当事者本位の総合的な支援<br>③ 障がい特性等に配慮した支援<br>④ アクセシビリティの向上<br>⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進   |
| 10 基本的施策                                  | 11の分野それぞれに基本的方向を設定<br>① <b>自立した生活の支援・意思決定支援の推進</b> ② 障がい児の支援<br>③ <b>保健・医療の推進（※感染症予防の対策を含む）</b> ④ <b>教育の振興</b><br>⑤ <b>文化芸術活動、スポーツ等の振興</b> ⑥ <b>雇用・就業、経済的自立の支援</b><br>⑦ <b>安全・安心な生活環境の整備</b> ⑧ <b>情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b><br>⑨ <b>防災、防犯等の推進</b> ⑩ <b>差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b><br>⑪ <b>行政等における配慮の充実</b> | 10の分野それぞれに基本的方向を設定<br>① 生活支援 ② 障がい児の支援<br>③ 保健・医療 ④ 教育、文化芸術活動・スポーツ等<br>⑤ 雇用・就業、経済的自立の支援 ⑥ 生活環境<br>⑦ 情報アクセシビリティ ⑧ 防災・防犯<br>⑨ 差別の解消及び権利擁護の推進 ⑩ 行政サービス等における配慮 |
| 11 施策の推進                                  | ① 基本的方向それぞれに具体的施策を設定<br>② 分野ごとに成果目標を設定<br>・障がい福祉サービス及び障がい児通所支援に関連する活動指標を設定<br>・地域生活支援事業の利用者数及び見込み量を設定   | ① 基本的方向それぞれに具体的施策を設定<br>② 分野ごとに成果目標を設定<br>・障がい福祉サービス及び障がい児通所支援に関連する活動指標を設定<br>・地域生活支援事業の利用者数及び見込み量を設定  |
| 12 計画の推進                                  | ① 庁内関係機関の連携 ② 関係機関の連携<br>③ 広報・啓発活動の推進 ④ 計画の進行管理   | ① 庁内関係機関の連携 ② 関係機関の連携<br>③ 広報・啓発活動の推進 ④ 計画の進行管理  |

